

秘密保持に関する同意書

貴社名

(以下「情報受領者」という。)は、株式会社FUNDBOOK(以下「情報開示者」という。)に対し、情報開示者が本目的のために開示する情報に関する秘密の保持等について、以下に定める事項に同意する(以下当該同意を「本同意」という。)

第1条(定義)

本同意において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 企業提携
次の各号に定める行為
 - 株式譲渡
 - 株式、新株子約権又は新株子約権付社債の発行
 - 合併、株式交換、株式移転
 - 会社分割、事業譲渡、重要な資産の譲渡
 - 前各号のほか、複数の企業(事業を営む法人及び個人並びに当該法人の株式又は持分を有する者をいう。以下同じ。)間における株式、事業若しくは重要な資産の譲渡若しくは承継又は資本上若しくは事業上の提携を行うことを目的とした一切の行為
- 提携先候補者
情報開示者が情報受領者に対して情報受領者等(第(3)号第a号第(a)号に定める。)との企業提携の相手方として提案する企業(情報開示者が情報受領者に対して提供するプラットフォームを通じて情報受領者に情報を提供する企業を含む。)
- 本目的
次の各号に定める業務の遂行
 - 第(a)号に定める者と第(b)号に定める者との間における企業提携(以下「本提携」という。)の検討(以下「本検討」という。)
 - 情報受領者、その子会社(財務諸表等規則第8条第3項において定義される「子会社」をいう。以下同じ。)若しくはその関連会社(財務諸表等規則第8条第5項において定義される「関連会社」をいう。以下同じ。)又はそれらの株主(以下総称して「情報受領者等」という。)
 - 提携先候補者、その子会社若しくはその関連会社又はそれらの株主(以下総称して「提携先候補者等」という。)
 - 情報開示者の情報受領者に対する本検討に関する助言及び支援(以下「本業務」という。)
- 秘密情報
情報開示者が本目的のために情報受領者に開示する自己若しくは提携先候補者等又はそれらの関係者に関する一切の情報(開示の時期が本同意前のもを含む。)のうち次の各号に定めるもの以外の情報
 - 開示時において既に公知であった情報
 - 開示時において情報受領者が既に有していた情報
 - 開示後、情報受領者の責めに帰さない事由により公知となった情報
 - 開示後、正当な権限を有する第三者から情報受領者が秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けた情報
 - 開示後、秘密情報に依拠することなく情報受領者が独自に創出した情報

第2条(秘密保持義務)

- 情報受領者は、秘密情報及び秘密記録媒体(第5条に定める。以下同じ。)の管理等(秘密記録媒体の保管、返還及び破棄並びに秘密情報に関する電磁的記録の消去を含むが、これらに限らない。)を行うにあたり、秘密情報が漏洩することのないよう善良な管理者の注意をもって行うものとし、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 第1項の定めにかかわらず、情報受領者は、次の各号に定める者(以下「二次受領者」という。)に対し、本目的に必要な範囲内で、秘密情報を開示することができる。この場合、情報受領者は、二次受領者(法令上の守秘義務を負う者は除く。)に対し、本同意に定めるのと同等の義務(以下「本秘密保持義務」という。)を課した上で、これを遵守させるものとし、当該二次受領者が本秘密保持義務に違反した場合には、自ら責任を負うものとする。
 - 自己の役員及び従業員(以下「役職員」という。)
 - 自己の株主、親会社(財務諸表等規則第8条第3項において定義される「親会社」をいう。)、子会社及び関連会社
 - 弁護士、公認会計士その他情報受領者が本目的のために委託するアドバイザー
 - 情報開示者が秘密情報の開示先として事前に書面により承諾した者
- 第1項の定めにかかわらず、情報受領者は、法令又は金融商品取引所の規則に基づき秘密情報の開示が義務付けられた場合、当該義務の範囲内で秘密情報を開示することができる。この場合、情報受領者は、可能な限り速やかに、情報開示者にその旨を報告するものとする。

第3条(目的外使用の禁止)

- 情報受領者は、本目的のためにのみ秘密情報を使用することができ、本目的に必要な範囲内でのみ、秘密情報の複製又は翻案等(以下「複製等」という。)を行うことができる。ただし、情報開示者から受領し、又は自ら複製等した資料又は電磁的記録等が不要になった場合、情報受領者は、これを速やかに返還、破棄又は消去するものとする。
- 第1項の定めにかかわらず、本検討期間(第8条第1項に定める。以下同じ。)が終了した場合及び情報開示者の求めがあった場合、情報受領者は、秘密情報の使用及び複製等を一切してはならないものとする。

第4条(秘密情報の漏洩又はそのおそれが生じた場合の措置)

情報受領者は、次の各号に定める事実を認識した場合、直ちに、その旨を情報開示者に報告し、かつ、情報開示者に生じる損害の拡大を防止するための最善の措置をとるとともに、情報開示者による調査に協力する。

- 自己若しくは自己が秘密情報を開示した二次受領者より秘密情報が漏洩したこと又はそのおそれがあること
- 自己又は自己が秘密情報を開示した二次受領者が本秘密保持義務に違反したこと

第5条(秘密記録媒体の返還等)

情報受領者は、本検討期間が終了した場合及び情報開示者の求めがあった場合、情報開示者の指示に従い、秘密情報が記載又は記録された情報受領者が保有する資料及び電磁的記録媒体その他の媒体(以下「秘密記録媒体」という。)を返還又は破棄し、情報受領者が参照できる秘密情報に関する電磁的記録を消去する。ただし、法令上保存が義務付けられる場合(会社法施行規則第100条第1項第1号に基づき取締役の職務の執行に係る情報を保存するために情報受領者の内部規程に従い秘密情報を保存する場合を含むが、これに限らない。)は除く。

第6条(直接交渉の禁止)

情報受領者は、自ら又は情報開示者以外の者を通じて、本提携の検討又は推進を目的として、提携先候補者等又はその役職員若しくは代理人と接触又は交渉してはならない。ただし、情報開示者が事前に書面により承諾した場合は除く。

第7条(本秘密保持義務以外の権利義務の不発生)

- 情報受領者は、情報開示者による秘密情報の開示により、いかなる権利(秘密情報に関する知的財産権を含むが、これに限らない。)も取得しない。
- 情報開示者は、情報受領者に対する秘密情報の開示を強制されない。

第8条(本検討期間)

- 本検討の期間(以下「本検討期間」という。)は、本同意書末尾記載の本同意日(以下「本同意日」という。)から1年間(本同意日を算入する。)とする。
- 本検討期間終了の1か月前までに情報受領者が本検討を終了させる旨書面による意思表示をしなかった場合、本検討期間は1年間延長され、その後も同様とする。
- 本同意に基づく情報受領者の義務は、本検討期間中及び本検討期間終了後2年間、有効とする。ただし、当該期間終了前に生じた事由により発生した情報受領者の責任は、当該期間終了後も免除されない。

第9条(損害賠償)

情報受領者は、本同意に違反した場合、情報開示者に対し、当該違反と相当因果関係のある範囲内で、情報開示者に生じた損害を賠償する。

第10条(反社会的勢力の排除)

- 情報受領者は、自ら及びその役職員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)に当たること
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対する資金の提供又は便宜の供与等を通じて反社会的勢力と関与していると認められる関係を有すること
 - 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係を有すること
- 情報受領者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、詐欺的手法を用い、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - 前各号に準じる行為
- 情報開示者は、情報受領者が第1項又は第2項に定める表明又は確約のいずれかに違反した場合、情報受領者に対する通知又は催告その他一切の行為をすることなく、本検討及び本業務の中止を行うことができる。
- 情報開示者は、第3項に基づく措置により情報受領者が損害を被ったとしても何ら責任を負わず、当該措置により自らが損害を被った場合には、情報受領者に対し、これを賠償するよう請求することができる。

第11条(準拠法)

本同意の準拠法は、日本法とする。

第12条(裁判管轄)

本同意に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

情報受領者は、本同意を証するため、本同意書に記名押印した上、情報開示者に差し入れる。

本同意日： 年 月 日

東京都港区虎ノ門一丁目2 3 番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー
株式会社FUNDBOOK
代表取締役 畑野 幸治 殿

情報受領者：

【記載事項】
社名 ●●●●株式会社
住所 東京都●●区●●1-2-3 ABCビル
代表者名 代表取締役 ●●●●

会社印

秘密保持に関する同意書

_____（以下「情報受領者」という。）は、株式会社FUNDBOOK（以下「情報開示者」という。）に対し、情報開示者が本目的のために開示する情報に関する秘密の保持等について、以下に定める事項に同意する（以下当該同意を「本同意」という。）。

第1条（定義）

本同意において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業提携
 - 次の各号に定める行為
 - 株式譲渡
 - 株式、新株子約権又は新株子約権付社債の発行
 - 合併、株式交換、株式移転
 - 会社分割、事業譲渡、重要な資産の譲渡
 - 前各号のほか、複数の企業（事業を営む法人及び個人並びに当該法人の株式又は持分を有する者をいう。以下同じ。）間における株式、事業若しくは重要な資産の譲渡若しくは承継又は資本上若しくは事業上の提携を行うことを目的とした一切の行為
- (2) 提携先候補者
 - 情報開示者が情報受領者に対して情報受領者等（第(3)号第a号第(a)号に定める。）との企業提携の相手方として提案する企業（情報開示者が情報受領者に対して提供するプラットフォームを通じて情報受領者に情報を提供する企業を含む。）
- (3) 本目的
 - 次の各号に定める業務の遂行
 - 第(a)号に定める者と第(b)号に定める者との間における企業提携（以下「本提携」という。）の検討（以下「本検討」という。）
 - (a) 情報受領者、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項において定義される「子会社」をいう。以下同じ。）若しくはその関連会社（財務諸表等規則第8条第5項において定義される「関連会社」をいう。以下同じ。）又はそれらの株主（以下総称して「情報受領者等」という。）
 - (b) 提携先候補者、その子会社若しくはその関連会社又はそれらの株主（以下総称して「提携先候補者等」という。）
 - 情報開示者の情報受領者に対する本検討に関する助言及び支援（以下「本業務」という。）
- (4) 秘密情報
 - 情報開示者が本目的のために情報受領者に開示する自己若しくは提携先候補者等又はそれらの関係者に関する一切の情報（開示の時期が本同意前のものを含む。）のうち次の各号に定めるもの以外の情報
 - 開示時において既に公知であった情報
 - 開示時において情報受領者が既に有していた情報
 - 開示後、情報受領者の責めに帰さない事由により公知となった情報
 - 開示後、正当な権限を有する第三者から情報受領者が秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けた情報
 - 開示後、秘密情報に依拠することなく情報受領者が独自に創出した情報

第2条（秘密保持義務）

- 1 情報受領者は、秘密情報及び秘密記録媒体（第5条に定める。以下同じ。）の管理等（秘密記録媒体の保管、返還及び破棄並びに秘密情報に関する電磁的記録の消去を含むが、これらに限らない。）を行うにあたり、秘密情報が漏洩することのないよう善良な管理者の注意をもって行うものとし、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2 第1項の定めにかかわらず、情報受領者は、次の各号に定める者（以下「二次受領者」という。）に対し、本目的に必要な範囲内で、秘密情報を開示することができる。この場合、情報受領者は、二次受領者（法令上の守秘義務を負う者は除く。）に対し、本同意に定めるのと同等の義務（以下「本秘密保持義務」という。）を課した上で、これを遵守させるものとし、当該二次受領者が本秘密保持義務に違反した場合には、自ら責任を負うものとする。
 - (1) 自己の役員及び従業員（以下「役職員」という。）
 - (2) 自己の株主、親会社（財務諸表等規則第8条第3項において定義される「親会社」をいう。）、子会社及び関連会社
 - (3) 弁護士、公認会計士その他情報受領者が本目的のために委託するアドバイザー
 - (4) 情報開示者が秘密情報の開示先として事前に書面により承諾した者
- 3 第1項の定めにかかわらず、情報受領者は、法令又は金融商品取引所の規則に基づき秘密情報の開示が義務付けられた場合、当該義務の範囲内で秘密情報を開示することができる。この場合、情報受領者は、可能な限り速やかに、情報開示者にその旨を報告するものとする。

第3条（目的外使用の禁止）

- 1 情報受領者は、本目的のためにのみ秘密情報を使用することができ、本目的に必要な範囲内でのみ、秘密情報の複製又は翻案等（以下「複製等」という。）を行うことができる。ただし、情報開示者から受領し、又は自ら複製等した資料又は電磁的記録等が不要になった場合、情報受領者は、これを速やかに返還、破棄又は消去するものとする。
- 2 第1項の定めにかかわらず、本検討期間（第8条第1項に定める。以下同じ。）が終了した場合及び情報開示者の求めがあった場合、情報受領者は、秘密情報の使用及び複製等を一切してはならないものとする。

第4条（秘密情報の漏洩又はそのおそれが生じた場合の措置）

情報受領者は、次の各号に定める事実を認識した場合、直ちに、その旨を情報開示者に報告し、かつ、情報開示者に生じる損害の拡大を防止するための最善の措置をとるとともに、情報開示者による調査に協力する。

- (1) 自己若しくは自己が秘密情報を開示した二次受領者より秘密情報が漏洩したこと又はそのおそれがあること
- (2) 自己又は自己が秘密情報を開示した二次受領者が本秘密保持義務に違反したこと

第5条（秘密記録媒体の返還等）

情報受領者は、本検討期間が終了した場合及び情報開示者の求めがあった場合、情報開示者の指示に従い、秘密情報が記載又は記録された情報受領者が保有する資料及び電磁的記録媒体その他の媒体（以下「秘密記録媒体」という。）を返還又は破棄し、情報受領者が参照できる秘密情報に関する電磁的記録を消去する。ただし、法令上保存が義務付けられる場合（会社法施行規則第100条第1項第1号に基づき取締役の職務の執行に係る情報を保存するために情報受領者の内部規程に従い秘密情報を保存する場合を含むが、これに限らない。）は除く。

第6条（直接交渉の禁止）

情報受領者は、自ら又は情報開示者以外の者を通じて、本提携の検討又は推進を目的として、提携先候補者等又はその役職員若しくは代理人と接触又は交渉してはならない。ただし、情報開示者が事前に書面により承諾した場合は除く。

第7条（本秘密保持義務以外の権利義務の不発生）

- 1 情報受領者は、情報開示者による秘密情報の開示により、いかなる権利（秘密情報に関する知的財産権を含むが、これに限らない。）も取得しない。
- 2 情報開示者は、情報受領者に対する秘密情報の開示を強制されない。

第8条（本検討期間）

- 1 本検討の期間（以下「本検討期間」という。）は、本同意書末尾記載の本同意日（以下「本同意日」という。）から1年間（本同意日を算入する。）とする。
- 2 本検討期間終了の1か月前までに情報受領者が本検討を終了させる旨書面による意思表示をしなかった場合、本検討期間は1年間延長され、その後も同様とする。
- 3 本同意に基づく情報受領者の義務は、本検討期間中及び本検討期間終了後2年間、有効とする。ただし、当該期間終了前に生じた事由により発生した情報受領者の責任は、当該期間終了後も免除されない。

第9条（損害賠償）

情報受領者は、本同意に違反した場合、情報開示者に対し、当該違反と相当因果関係のある範囲内で、情報開示者に生じた損害を賠償する。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 情報受領者は、自ら及びその役職員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に当たること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対する資金の提供又は便宜の供与等を通じて反社会的勢力と関与していると認められる関係を有すること
 - (6) 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 情報受領者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、詐欺的手法を用い、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
- 3 情報開示者は、情報受領者が第1項又は第2項に定める表明又は確約のいずれかに違反した場合、情報受領者に対する通知又は催告その他一切の行為をすることなく、本検討及び本業務の中止を行うことができる。
- 4 情報開示者は、第3項に基づく措置により情報受領者が損害を被ったとしても何ら責任を負わず、当該措置により自らが損害を被った場合には、情報受領者に対し、これを賠償するよう請求することができる。

第11条（準拠法）

本同意の準拠法は、日本法とする。

第12条（裁判管轄）

本同意に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

_____以上
情報受領者は、本同意を証するため、本同意書に記名押印した上、情報開示者に差し入れる。
本同意日： 年 月 日

東京都港区虎ノ門一丁目2 3 番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー
株式会社FUNDBOOK
代表取締役 畑野 幸治 殿

情報受領者：